

令和7年度香川地方最低賃金審議会  
第2回香川県はん用機械器具、生産用機械器具、  
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和7年10月1日(水)  
香川労働局第1会議室

出席者 公益側 籠池、高塚  
労働者側 佐山、中村、橋本  
使用者側 近澤、村上

- 議題
- 1 参考人意見聴取について
  - 2 最低賃金に関する基礎調査結果について
  - 3 香川県特定（機械）最低賃金額改正の審議について
  - 4 その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の第2回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、平野委員が欠席されております。また、現時点で川西委員が来られておりませんけれども、現時点で全委員の3分の2以上であります7名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人はおりません。

机上にあります資料について説明いたします。

まず、最低賃金に関する基礎調査結果です。

次に、賃金引上げの支援策と業務改善助成金のリーフレットです。

業務改善助成金は、事業場内の最も低い賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等にその費用の一部を助成する制度で、9月5日から対象事業所の範囲を拡充しております。

また、本審の委員以外の特定最低賃金の専門部会の委員の皆様には、「2025（令和7）年度 労働行政のとりくみ」、「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内、「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内、

「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース（運送業等、病院等、建設業、報通信業、宿泊業）のご案内、「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内、「キャリアアップ助成金」のご案内を配付しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、高塚部会長、議事の進行をお願いいたします。

#### ○高塚部会長

それでは、議題（1）の「参考人意見聴取について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

#### ○賃金室長

はい、説明いたします。

参考人意見聴取につきましては、先般の合同専門部会においてご確認いただきましたとおり、関係労使から提出されました意見書をもって、意見聴取に代えることとしております。

合同専門部会の際に、資料の7-1、7-2として配付させていただき、本日持参いただいているものと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○高塚部会長

それでは、委員の皆様は既に目を通していただいているかとは思いますが、この意見書につきまして、労働者側、使用者側の順で、簡単に補足をお願いしたいと思います。

まず、労働者側からお願いいたします。

#### ○佐山委員

労働者側は佐山より説明させていただきます。

資料は7-1、17ページになると思いますが、基本的な内容は昨年までと大きく変わってはおりません。基本的な特定最低賃金の考え方として、一番芯のところにあるものは、ものづくり産業の基盤を支える優秀な人材を確保し、高い技術・技能の伝承を着実に図ることで、地域最低賃金と違い、産業の魅力をいかに出していくかというところに特定最低賃金の意味があると理解しております。

2番目はJAMですね。これは我々が所属している労働組合の団体で、大企業というよりか、本当に全国的に中小、数名の企業が集まっています。だから、

本当に単組の数だけはすごく多いというところで、人数の割には単組の数が多いという、本当に小さい会社が集まっていると思います。その今年の賃上げの状況をここに載せさせていただいております。それで、18 ページに、香川県のあくまでも代表的な状況というところで、タダノとジェイテクトの状況を載せさせていただいております。

3 番目の賃金水準というところは、その表に書いているとおりです。①は、今 の 1,092 円という香川県の機械の最低賃金に掛ける法定労働時間だと 189,790 円の月額になりますよと。同じように、1,092 円に香川県の製造業の所定内労働時間、これは調査の実績値になるんですけれども、賃金構造基本統計調査などから持つてこさせていただいておりますが、働くとこれだけの数字になりますよというところです。

②は、法定労働時間と香川県の所定内労働時間の賃金が、実際の組織の労働者の平均基礎給ですね、これらが高いところから何パーセントぐらいなのかというのを書いています。2 つ目に書いているのが、香川県の製造業の平均所定内給与です。これも賃金構造基本統計調査より 289,400 円を持ってこさせていただいております。同じように、その下は香川県の製造業の新規高卒の平均所定内給与です。次のページに行って、組織労働者というところで、タダノとジェイテクトの高卒の平均ですね。最後が、昨年から述べさせていただいているんですけれども、あくまでも JCM、金属産業ですね、電気や機械、自動車とかを含めいろいろな産業が集まっている JCM という組織があるんですけれども、そこが毎年出している目指すべき水準に当てはめてこの数字を比較させていただいております。

4 ポツ目も、いつも載せさせていただいている資料になります。

総括も、基本的に大きく内容を変えているわけではなくて、あくまでも今回の現状ですね。今回、地賃は 970 円から 66 円引き上げた 1,036 円ということになっていますよと。あとは、香川県の機械器具製造業で働く令和 7 年の賃上げの平均額が 22,693 円、率で 6.77% というところで、我々の JAM の実績であったり、香川県の実績というものを載せさせていただいております。

次のページ、20 ページも基本的な文脈は大きく変えておらず、JCM の水準、船舶との関わり、そういうところを載せさせていただいております。⑤は、一番最初にも述べさせていただいたんですけれども、今いかに我々の産業の魅力を出していくか、いろいろ厳しい状況というのは重々承知しているんですけれども、これだけ人手不足と言っている中で、人材をどう確保していくのか。実際、高知とか、いろいろな単組を回っているんですけども、やはり人が来ないというところが非常に多く、経営の方々とたまに話をすることがあるんですけども、言葉としてはいただいております。

それで、こちらには載せさせていただいてないんですけれども、帝国データバンクの調査等々、人手不足に対して企業として何をしますかというアンケート等々があります。働きやすい環境というのが2位で35%、賃上げ・賞与の引上げが約52%。やっていかないと、これから企業はやつていけないというふうなデータも、会社側の方々がやっているデータもあります。やはりミクロで見ると、どうしても厳しいところに目が行きがちというふうにはなるんですけども、あくまでもこの30年間のデフレを脱却するという意味でも、マクロで見て賃金を上げる、厳しいんですけども人の確保をする、そこから収益を上げる、我々が作ったものを適正な価格で適正な価値で買ってもらう、それで、また賃金が上がってというサイクルを目指した取組みにしていきたいなというふうに、我々としては考えさせていただいております。以上です。

#### ○高塚部会長

ありがとうございました。他の委員の方、何か追加でありますでしょうか。

#### ○中村委員

それでは、中村のほうから。我々の労働組合、タダノが属しているのがJAM、それから、自動車の関連が自動車総連、三菱電機が属しているのが電機連合、川崎造船が属しているのが基幹労連ということで、この4つプラスあと全電線という電線を作っているところがあるんですけど、その産別が集まって、先ほどから出てきますJCM、全日本金属産業労働組合協議会というのを結成していて、その中で目指す目標を共有しています。

金属産業の労働環境にふさわしい最低賃金を目指しましょうということで、最低賃金の到達目標として、早期実現は月額21万4千円、それから、到達目標としては月額24万3千円でやっていこうということで協議を組んでおります。

今日そのチラシを持ってきてるので、お配りさせていただいていいですか。これを一つの目標としてやっていますので、配付させていただいたらと思います。以上です。

#### ○高塚部会長

ありがとうございます。こちらの資料も参考にさせてください。

それでは続きまして、使用者側、お願いいたします。

#### ○村上委員

はい。資料7-2になっていきます。前半は、ほとんどお話ししたとおりで、私

が一応考察して書いているのが 26 ページの 5 番です。

今、労働者側からお話がありました最低賃金いろいろありましたけれども、今の日本の構造でいくと、大企業が 3 %、中小企業が 97%、こういう比率はだいたい変わってないと思うんです、今でも。その中で、やはり中小企業のほうが非常に四苦八苦しているということです。大企業は、まだ最低賃金を上げていく、給料を上げていく、高卒、大卒を上げていくということができますけど、中小企業が果たしてそれができていってかどうか。そこを踏まえて、この 5 番のところをお話していきたいと思います。

はん用機械、生産機械、業務用機械は、前年度に続き、最低賃金が非常にアップしてきております。さらに今年は、地域別最低賃金、63 円と間違って書いてるんですけど、A ランク、B ランク、C ランクがあってそこを見てなかったので、実際は 66 円が香川県ということになったので、本当に年ごとに賃金上昇アップ率が高くなるわけですね。それに追いついていくためにはどうするかということを、もう解決策ははっきり言ってゼロです、今は。毎年、中小企業の廃業、また倒産、そして、今はコロナの借りた融資の分の元本の返済が始まっています、やはり返済ができない企業が増えているというような状況になっております。これは、また来年度も続くとなっていましたと、非常に使用者側としては苦しい状況があります。ここに並んでいる使用者側の委員方も、ほとんど中小企業の経営者の人ばかりですので、そのあたりこれからどういうふうにやっていくか。

それと、27 ページにも書いていますけど、政府が 2030 年度までに最低賃金を 1,500 円にすると。どこの根拠を持ってこれを話しているのか、もう本当に我々にとってはわからない状況で、もうクエスチョンマークだけです。

やはり労働者側からいつも賃金ベースのアップをしていきますけど、毎年平均新入社員の賃金って上がっていくわけですね。だから、そのベースが上がることによって、やはり最低賃金のベースもまた上がってしまう。だから、ベースはもう右肩上がりにばかり上がっていくと。この辺のことを踏まえていくと、これから我々はどういうふうにしてやっていくのか。今、下がるもののは全くないです。下がっていくのは受注ベースが下がるということであって、今、購入資材か副資材、電気は 10 月からまた補助金がなくなりますから、また上がってしまうという状況で、やはり圧迫されることが多いわけですね。

でも、その中でやはり人材の確保というのは、我々も大企業も中小企業も同じですけど、絶対確保しなくちゃいけない。私の方でやっているのは、シルバー人材の方も獲得していく、その後はやはり凌いでいくというような形で、新入社員なんかとても雇えるような状況じゃありません。そういうところを加味していただいて、今回の機械の最低賃金は是非それなりに汲み取っていただいて、我々

の意見としていきたいなと思っております。以上です。

○高塚部会長

ありがとうございました。他の委員の方、追加でありますでしょうか。  
よろしいですか。

ただ今、労側、使側双方から発言がございました。

両方のご発言に関して、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

(意見等なし)

○高塚部会長

よろしいですか。それぞれのお立場からの貴重な意見を賜りました。この後の金額審議に当たりまして、双方とも十分に斟酌いただきますようお願いいたします。

それでは、次に、議題（2）の「最低賃金に関する基礎調査結果について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。それでは、本日お配りしております資料をご覧ください。

今年度の最低賃金に関する基礎調査結果のうち、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業における結果でございます。

まず、1ページの1、最低賃金に関する基礎調査結果概要です。この調査は、最低賃金の改正等の審議資料とするために、県内の中小零細企業、事業所で働く労働者の賃金の実態を把握することを目的として、本年6月分の賃金について調査を実施しております。民営事業所が対象でございまして、製造業、新聞業、出版業が100人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それから、他に分類されないサービス業が30人未満となっております。この中から一定の方法で抽出いたしました1,856事業所に対しまして調査を依頼し、回答のありました837事業所、9,069人の労働者について集計し、この中から特定最低賃金に係る対象業種の事業所を抜き出したものでございます。はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業につきましては、104事業所、1,648人の結果に基づいて集計し、母集団に復元したものでございます。

次に、5ページからの総括表（1）をご覧ください。これは、適用除外者を除いた基幹的労働者について集計したものでございます。総括表（1）は、賃金の

階級ごとに、労働者数と構成比が累計の数字で示されております。上段が累積労働者数、下段の括弧書きは累積構成比となっております。

続いて、11 ページからの賃金分布表（4）をご覧ください。これは、適用除外者を含めたすべての労働者の賃金分布状況を表したものでございます。こちらの数字は累積ではなく、賃金の階級ごとに労働者数と構成比が示されたものとなっております。

5 ページに戻っていただきまして、総括表（1）、基幹的労働者について集計した表をご覧ください。左側の「時間当たり所定内賃金額」の欄の 1,092 円の行をご覧ください。

初めに用語の説明をしておきますと、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合を「未満率」といい、改正後の最低賃金額を下回っている人の割合を「影響率」といいます。現在の最賃額が 1,092 円ですので、1,092 円を下回っている労働者の割合については、1,092 円の 1 円下、1,091 円の欄の右側、下段の累積構成比に 3.3% とあり、1,092 円を下回っている労働者が 3.3% いるということです。この 3.3% が「未満率」ということになります。

また、仮に、これを 10 円引き上げて 1,102 円とすると、1,101 円の欄の右側下段の累積構成比に 8.1% とあり、1,102 円に引き上げると 8.1% の労働者が下回るということになります。これが「影響率」ということになり、上段の累積労働者数 324 人に影響が出るということになります。

これらをグラフ化したものが 3 ページの未満率・影響率表になります。

最後に、総括表（1）の最終ページ（10 頁）をご覧ください。一番下の行の左端に、第 1 ・ 20 分位数、第 1 ・ 10 分位数等とありますが、第 1 ・ 20 分位数であれば、労働者の賃金を低い方から並べたときに 20 等分に分けた低い方から見て最初の境界、つまり 5 % のところの賃金額を示しています。ここでいうと 1,092 円となります。説明は以上でございます。

## ○高塚部会長

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

（意見等なし）

## ○高塚部会長

よろしいでしょうか。ないようですので、それでは、議題（3）の「香川県特定（機械）最低賃金額改正の審議について」に移ります。

労使双方の意見、基礎調査結果及び各種資料等を参考とされまして、具体的な最低賃金額の提示を行っていただきたいと思います。

なお、金額審議に当たって、公益側といたしまして労使双方の委員の皆様に是非ともお願ひしたいのは、特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより設定されることが求められているということでございます。言うまでもなく労使のイニシアティブにより設定されるということは、労使が歩み寄り、双方納得の上で決定されるということです。

また、本審において、最低賃金審議会令第6条第5項適用の承認決議をいただいているのですが、これは全会一致で答申することを前提としております。

これらの点を十分にご認識いただき、効率的な審議にご協力いただきますようお願いします。

それでは、この後、各側より金額提示をお願いいたしますが、これまでの慣例によりますと、労・使の順で、金額提示を受けておりますが、本年もこの慣例により進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### ○高塚部会長

それでは労・使の順で、金額提示を受けることにします。

なお、金額提示に当たっては、その根拠についての考え方を述べていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

各側の控室等について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○賃金室長

はい。各側の控室についてご案内いたします。

公労・公使会議はこの第1会議室、労働者代表委員の控室は2階の相談室、使用者代表委員の控室は2階の第3会議室を用意しております。第1会議室は内線3570となっております。

労側委員は公労会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

#### ○佐山委員

必要ありません。

#### ○高塚部会長

それでは、このまま公労会議を始めますので、使用者側委員の方は控室にお移

りください。事務局はご案内をお願いいたします。

[ここからの審議は、香川県地方最低賃金審議会はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程第7条第1項ただし書きに基づき、非公開]

(全体会議)

○高塚部会長

お待たせしました。それでは、全体会議を再開させていただきます。

ここから先の審議は公開となります。

労使双方より本日金額提示を受け、また、その根拠も聴取させていただきましたが、現時点で労側からは最終プラス82円、使側からは最終プラス35円ということで、双方の提示金額には隔たりがあります。

次回は、10月7日（火）の13時15分から702会議室での開催となっておりますが、是非、全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、各側ともそれまでに十分なご検討をよろしくお願ひをいたします。

なお、次回でございますが、次回の提示は使側からご提示いただくということでお願いしたいと思います。

ほかに何かござりますでしょうか。

(意見等なし)

○高塚部会長

よろしいですか。事務局からも大丈夫でしたか。

○賃金室長

ありません。

○高塚部会長

はい。それでは、以上を持ちまして、第2回専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

——了——